

事業戦略等推進事業費補助金 補助事業メニュー

補助対象 事業区分		内容	補助上限額	補助下限額	補助率
国内事業申請枠	1 営業力強化推進事業	<p><事業者が国内事業を推進することに伴う以下の取組></p> <p>(1) 計画の実施に必要な新事業動向等調査 (2) 販路開拓を目的とした展示会開催、見本市出展(国内にて行うもの) (3) 新商品等の販路開拓等のための広報活動 (4) 販路開拓、営業指導等に係る専門家活用 (5) その他営業力強化推進事業として適当と認められる取組</p>	1事業者当たり 200万円 (ただし、国内事業等申請枠については150万円)	1申請当たり 10万円	1/2以内
	2 人材養成・人材確保事業	<p><事業者が国内事業を推進することに伴う以下の取組></p> <p>(1) 計画の実施に必要な経営、技術に関する研修等であって構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの (2) 計画の実施に必要な人材を確保するために行う事業 (3) その他計画の実施に必要な人材養成・人材確保事業として適当と認められる事業</p>			
海外事業申請枠	3 営業力強化推進事業	<p><事業者が海外事業を推進することに伴う以下の取組></p> <p>(1) 計画の実施に必要な新事業動向等調査 (2) 販路開拓を目的とした展示会開催、見本市出展(海外にて行うもの) (3) 新商品等の販路開拓等のための広報 (4) 販路開拓、営業指導等に係る専門家活用 (5) その他営業力強化推進事業として適当と認められる取組</p>			
	4 人材養成・人材確保事業	<p><事業者が海外事業を推進することに伴う以下の取組></p> <p>(1) 計画の実施に必要な経営、技術に関する研修等であって構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの (2) 計画の実施に必要な人材を確保するために行う取組 (3) その他計画の実施に必要な人材養成・人材確保事業として適当と認められる取組</p>			
	5 海外販路開拓事業 (グローバル枠)	<p><事業者が海外事業を推進することに伴う以下の取組></p> <p>(1) 市場等の動向調査 海外見本市等の視察や経済ミッション団への参加等による海外市場の調査 (2) 展示会の開催又は見本市への参加 海外において行う販路開拓のための展示会への参加 (3) 販路開拓指導等 ア 専門コンサルタントの委嘱等により行う海外販路開拓に関する調査及び指導 イ 新商品等の海外販路開拓等のための広報活動 (4) 海外拠点の設置 現地法人や販売代理店の設立等による海外拠点の設置 (5) その他販路開拓事業として適当と認められる取組</p>	1事業者当たり 200万円		
賃上げ加算申請枠		計画の実行に伴い、事業期間内に賃上げを行う取組	1事業者当たり 100万円	—	1/2以内